

分野別実務修習の充実方策

民事裁判修習 ガイドライン

- 【起案】
- ・全体で少なくとも4件
 - ・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも2件
 - ・起案に適した既済記録を部ごと、裁判官ごとに蓄積
 - ・サマリー起案等の活用
- 【指導】
- ・同一記録を複数の修習生に検討させ、あるいは、事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させる。
 - ・可能であれば、弁護士会と協力し、1つの記録を用いた記録検討演習を行う。
 - ・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
 - ・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により、修習生の自学自修を支援

刑事裁判修習 ガイドライン

- 【起案】
- ・全体で少なくとも4件
 - ・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも2件
 - ・起案に適した既済記録を部ごと、裁判官ごとに蓄積
 - ・サマリー起案等の活用
- 【指導】
- ・同一記録を複数の修習生に検討させ、あるいは、事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させる。
 - ・可能であれば、法曹三者で協力し、1つの記録を用いた記録検討演習を行う。
 - ・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
 - ・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により、修習生の自学自修を支援

検察修習 ガイドライン

- （検討中であるが、例えば、以下のような内容が考えられる。）
- ・捜査実務修習において、修習生が経験すべき事件に関し、指標となる数値等を設定
 - ・全修習生に公判実務修習の機会を確保し、冒頭陳述の起案等、一定以上の公判実務を体験させる。

弁護修習 ガイドライン

- （検討中であるが、「実際にやってみて、体得する修習」として、例えば以下のような内容が考えられる）
- 【民事】
- 法律相談での発問、聴取メモ作成、
 - 証拠、資料の収集、○主張書面の起案、○契約書案の作成、○陳述書の作成援助、○尋問事項の準備 など
- 【刑事】
- 接見での発問、聴取メモ作成、○関係人からの聴取、○証拠、資料の収集、○捜査弁護における各種弁護活動、○弁論要旨の起案 など
- 【その他】
- ・配属事務所での集中的な修習に加えて、案件によって配属事務所にかかわらず関与できる仕組みを構築する（配点事件のバリエーション確保）などを検討中

司法研修所による課題の把握、支援

- 課題の把握：指担協や修習結果簿を通じた実情把握の強化
- 支援：起案件数、指導の在り方等に関するガイドラインの作成、適切な素材のない場合の教材作成
各教官室によるガイドラインの共有と各修習の連携強化